

清和大学「学生生活支援補助金交付」について（追加募集）

本学では、新型コロナウイルス感染症対策の経済的支援として、予算の範囲内で学生生活にかかる経費の一部を支援することとしました。

補助金交付を希望する場合は、下記により学務課に申請してください。

記

1 対象者

令和2年度に清和大学に在籍する1～3年次生であること。

※ 本補助金の1次募集（11月27日締切）により支給が決定している場合は対象外です。

2 対象となる費用

- (1) 通信端末機器の新規購入及びレンタル（リース）契約費用
- (2) Wi-Fi やルーターなどのネットワーク授業受講に必要な物品の購入費用
- (3) 学修のための教材（図書、教具等）購入費用
- (4) 上記(1)～(3)には該当しないが、オンライン授業のための通信費やアルバイト収入の減少などで経済的支援を必要とし大学が適当と認めたもの

3 募集定員及び補助金額

募集定員を70名以内とし、一人当たりの補助金額の上限を1万円とする。

4 申請受付期間（追加募集）

令和2年12月8日（火）から12月18日（金）とする。

5 申請方法

「学生生活補助金交付申請書」に必要事項を記入し、学務課窓口へ提出する。

（郵送の場合 〒292-8555 木更津市東太田 3-4-5 清和大学事務局学務課学生係）

6 必要書類

- (1) 学生生活補助金交付申請書
- (2) 振込口座番号が確認できる「通帳表紙等」の写し
- (3) 「学生証」の写し
- (4) 上記2の費用の内容や金額が分かる書類 ※上記2(4)による申請の場合は不要。
《例》・購入物品や利用サービスの「領収証」「レシート」の原本（Webの明細も可）
・契約中の通信サービスの契約内容等が分かる「書面」またはWeb画面を印刷したもの

7 補助金交付の決定及び支給

書類の内容を確認し、決定通知を送付するとともに、指定の口座に補助金を振り込む。

8 その他

- (1) 補助金の趣旨に明らかに該当しないと判断できるものは、支援の対象外となる。
- (2) 定員を超えた場合は、学生支援機構の奨学金受給者を優先する。

以上

清和大学「学生生活支援補助金」申請書

申請年月日

年 月 日

申請者	学 籍 番 号	
	学 生 住 所	
	氏 名	印
	電 話	

私は、清和大学「学生生活支援補助金」に関する規定に基づき、必要書類を添付の上、補助金の支給を申請します。

1 適用要件確認（要件に該当している場合は○印）

<input type="checkbox"/>	通信端末機器の新規購入、又は及びレンタル(リース) 契約した
<input type="checkbox"/>	Wi-Fiやルーターなどのネットワーク授業受講に必要な物品を購入した
<input type="checkbox"/>	学修のための教材を(図書、教具等)購入した
<input type="checkbox"/>	その他、上記3要件には該当しないが、次の理由により補助金交付を申請する (申請内容)

2 申請額

円（上限1万円）

(100円以下切捨て)

3 要件に関する具体的内容（1の内容や状況の説明）

--

4 振り込み口座状況

金融機関名		銀 行	
		信 用 金 庫	店
		信 用 組 合	
口座番号	(普通預金)		
郵貯銀行の場合	(記号・番号)		
口座名義	(フリガナ)		

本申請においてお預かりしました個人情報につきましては、本制度の利用目的以外には、一切の利用を行いません。